

小牧市民舞台芸術祭(演劇・ミュージカル) 助成金交付要綱

(交付の目的)

第1条 こども達が夢を育み挑戦できる環境を創出し、市民の文化活動の支援及び文化芸術の振興を図ることを目的に、市民に文化芸術の鑑賞の機会を提供し、市民の文化芸術の向上と発展を図る小牧市民舞台芸術祭の実施に対して小牧市民舞台芸術祭(演劇・ミュージカル)助成金(以下「助成金」という)を交付することに必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の支給の対象となる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 市内在住・在勤者・在学者が出演者の半数以上を占める演劇・ミュージカル団体であること。
- (2) 1時間以上の公演ができること。
- (3) こまき市民文化財団(以下「財団」という)が指定する期間に公演を実施すること。
- (4) 小牧市民舞台芸術祭の実施について、趣旨や目的を理解し、他団体と協力して、各公演の運営を行うことができること。
- (5) 財団にて指定する技術スタッフ(音響・照明等)で上演できること。
- (6) 必要な機材・備品は各自で用意できること。

(助成の対象となる公演)

第3条 助成金の交付の対象となる公演は、市民に多くの芸術鑑賞の機会を提供するための文化芸術諸団体の公演とする。ただし、次に掲げる公演は、助成金の交付の対象としない。

- (1) 公序良俗に反する、又はそのおそれがあるもの
- (2) 政治活動または宗教活動に関するもの
- (3) 参加者から料金等を徴し、利益を求めるもの
- (4) 他の制度等による助成金の交付を受けた事業または交付を受ける予定があるもの

(5)観客が特定の人に限られるもの

(6)中学校、高等学校の部活動として行うもの

(7)営利目的の教室など参加者の発表の場として行うもの

(8)その他助成金を交付することが不適當であると財団が認めるもの
(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費及び対象外となる経費は、別表のとおりとする。

(助成金の額)

第5条 財団は、予算の範囲内において、前条に定める経費を助成する。
ただし、その限度額は、80,000円とする。

(申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)は、小牧市民舞台芸術祭(演劇・ミュージカル)助成金交付申請書(様式第1。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、財団が別に定める期日までに財団に提出しなければならない。

(1)小牧市民舞台芸術祭助成金交付計画書

(2)小牧市民舞台芸術祭助成金交付収支予算書

(3)団体名簿

2 前項の申請については、1団体につき1回限りとする。

(交付の決定)

第7条 財団は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 財団は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、小牧市民舞台芸術祭(演劇・ミュージカル)助成金交付決定通知書(様式第2。以下「交付決定通知書」という。)により申請団体に通知するものとする。

3 財団は、第1項の規定により助成金の交付をしないことと決定したときは、小牧市民舞台芸術祭(演劇・ミュージカル)助成金不交付決定通知書(様式第3)により申請団体に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 8 条 申請の取下げをしようとする団体は、交付決定通知書を受け取った日から起算して 14 日以内に、小牧市民舞台芸術祭(演劇・ミュージカル)助成金交付申請取下書(様式第 4)を財団に提出しなければならない。

(計画変更等)

第 9 条 交付の決定を受けた団体(以下、「交付決定団体」という。)は、活動の内容及び経費の変更をしようとするときは、小牧市民舞台芸術祭(演劇・ミュージカル)助成金計画変更承認申請書(様式第 5)を財団に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、財団が軽微な変更と認めた場合はこの限りではない。

2 財団は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、承認することと決定したときは、小牧市民舞台芸術祭(演劇・ミュージカル)助成金計画変更承認決定通知書(様式第 6)により交付決定団体へ通知するものとし、承認しないことと決定したときは、小牧市民舞台芸術祭(演劇・ミュージカル)助成金計画変更不承認決定通知書(様式第 7)により交付決定団体へ通知するものとする。

(実績報告)

第 10 条 交付対象団体は、事業が完了したときは、事業完了の日から起算して 30 日以内または当該年度の 3 月 31 日までのいずれか早い日までに、小牧市民舞台芸術祭(演劇・ミュージカル)助成金実績報告書(様式第 8)に次に掲げる書類を添えて財団に提出しなければならない。

(1)小牧市民舞台芸術祭報告書

(2)小牧市民舞台芸術祭決算書

(3)小牧市民舞台芸術祭助成金出納簿

(4) 助成対象経費の支出を証明する書類の写し(請求書及び領収書等)

(額の確定の通知)

第 11 条 助成金の額の確定通知は、小牧市民舞台芸術祭(演劇・ミュージカル)助成金確定通知書(様式第 9。以下「確定通知書」という。)によるものとする。

(助成金の交付)

第12条 交付決定団体は、確定通知書を受け取った日から起算して20日以内または当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに、小牧市民舞台芸術祭(演劇・ミュージカル)助成金請求書(様式第10。以下「請求書」という。)を財団に提出するものとする。

2 助成金は、請求書を受け取った日から起算して30日以内に交付するものとする。

(助成金交付の取消等)

第13条 財団は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定を取り消すものとする。ただし、財団がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

(1)助成事業の実施以外に助成金を使用したとき

(2)助成事業の遂行が困難であると認められるとき

(3)虚偽の申請により助成金交付の決定を受けているとき

(4)その他助成金を交付することが不相当であると財団が認めるとき

2 財団は決定を取り消す場合は、小牧市民舞台芸術祭助成金交付決定取消書(様式第11)により通知する。

(その他)

第14条 交付決定団体は、公演の印刷物に財団の定める表示を行うこととする。

附 則

この要綱は、令和5年4月30日から施行する。

別表 助成対象経費及び対象外経費等について

科目	内 容
【A】 出演費・謝金 等	出演料（俳優、舞踊家等出演料）、講師等謝金、展示品等借上料、会場整理・警備賃金、会場借用料など
【B】 音楽・文芸費 等	著作権使用料、作曲・編曲料、作詞料、演出料、舞台監督費、脚本料、台本料、照明プラン料、音響プラン料、舞台美術・衣裳デザイン料、翻訳料など
【C】 設営・舞台費 等	会場設営費、舞台設営費、音響・照明費、作品運搬費、道具運搬費、催事保険等保険料、絵の具・テープ代など大道具・小道具を作成するのに必要な消耗品（団体の備品や個人の所有物となるものは除く）、衣裳費、かつら費、履物費、メイク費など
【D】 旅費・郵送費 等	出演者旅費・宿泊費、郵送費、印紙代など ※ <u>演出家等の旅費は対象経費だが、団員の移動にかかる旅費は対象外</u>
【E】 宣伝・印刷費 等	広告宣伝費、チラシ・ポスター・プログラム・入場券印刷費、資料印刷費、記録費など
対象外	楽器・備品の購入費等、団体の備品・個人の所有物となるものの購入費 施設・設備等の修繕費 コンクール入賞賞品等にかかる経費 打ち上げ費、手土産費、飲食費、交際費 事務局経常費（電話代、コピー代、ガソリン代など） 領収書・請求書・納品書等の証ひょう類がないもの ※ <u>インターネットで購入したもので、宛名が団体名ではないもの</u> （宛名が団体名でかつ印影があるものは助成対象となります）

※上記に記載のないもので、対象経費か対象外経費か不明なものは、購入の前に必ずこまき市民文化財団までお問合せすること。

※対象外経費の場合、団体様の自己負担となります。

様式第 1 (第 6 条関係)

様式第 2 (第 7 条関係)

様式第 3 (第 7 条関係)

様式第 4 (第 8 条関係)

様式第 5 (第 9 条関係)

様式第 6 (第 9 条関係)

様式第 7 (第 9 条関係)

様式第 8 (第 1 0 条関係)

様式第 9 (第 1 1 条関係)

様式第 1 0 (第 1 2 条関係)

様式第 1 1 (第 1 3 条関係)

様式第1 (第6条関係)

小牧市民舞台芸術祭助成金交付申請書

年 月 日

(宛先) 一般財団法人こまき市民文化財団
理事長 山下史守朗 様

団体住所

団体名

団体代表者名

印

令和 年度小牧市民舞台芸術祭において下記事業を実施したいので、小牧市民舞台芸術祭（演劇・ミュージカル）助成金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり助成金の交付を申請します。

1 助成金申請額 金 円

2 小牧市民舞台芸術祭助成金交付計画書のとおり

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2 (第7条関係)

小牧市民舞台芸術祭助成金交付決定通知書

年 月 日

様

一般財団法人 こまき市民文化財団
理事長 山下史守朗

年 月 日付で申請のあった小牧市民舞台芸術祭助成金
については、次のとおり交付します。

- 1 助成金額 金 円
- 2 交付申請の取下期限 年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3 (第7条関係)

小牧市民舞台芸術祭助成金不交付決定通知書

年 月 日

様

一般財団法人 こまき市民文化財団
理事長 山下史守朗

年 月 日付で申請のあった小牧市民舞台芸術祭助成金
については、審査の結果不交付とします。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第4 (第8条関係)

小牧市民舞台芸術祭助成金交付申請取下書

年 月 日

(宛先) 一般財団法人こまき市民文化財団
理事長 山下史守朗 様

団体住所

団体名

団体代表者名

⑨

年 月 日付 第 号で交付決定通知を受けた小
牧市民舞台芸術祭助成金について計画を(中止・廃止)したいので、次の
とおり申請します。

1 取下の理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第5 (第9条関係)

小牧市民舞台芸術祭助成金計画変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 一般財団法人こまき市民文化財団
理事長 山下史守朗 様

団体住所

団体名

団体代表者名

⑩

年 月 日付 第 号で交付決定通知を受けた
小牧市民舞台芸術祭助成金について計画を変更したいので、次のとおり申請します。

- 1 変更後の助成金申請額 金 円
- 2 計画変更等の理由
- 3 計画変更の内容

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 6 (第 9 条関係)

小牧市民舞台芸術祭助成金計画変更承認決定通知書

年 月 日

様

一般財団法人 こまき市民文化財団
理事長 山下史守朗

年 月 日付 第 号で交付決定した小牧市民舞台芸術祭助成金について、次のとおり変更したので、通知します。

- 1 助成金の名称
- 2 変更後の助成金の額 金 円
- 3 計画変更の内容
- 4 条件

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 7 (第 9 条関係)

小牧市民舞台芸術祭助成金計画変更不承認決定通知書

年 月 日

様

一般財団法人 こまき市民文化財団
理事長 山下史守朗

年 月 日付け 第 号で交付決定した小牧市民舞台芸術祭助成金について、変更を不承認と決定したので通知します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第8 (第10条関係)

小 牧 市 民 舞 台 芸 術 祭 助 成 金 実 績 報 告 書

年 月 日

(宛先) 一般財団法人こまき市民文化財団
理事長 山下史守朗 様

団体住所

団体名

団体代表者名

⑩

年 月 日付 第 号で交付決定通知を受けた小
牧市民舞台芸術祭助成金が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 助成金申請額 金 円
- 2 詳細については別添のとおり

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第9 (第11条関係)

小 牧 市 民 舞 台 芸 術 祭 助 成 金 確 定 通 知 書

年 月 日

様

一般財団法人 こまき市民文化財団
理事長 山下史守朗

年 月 日付で実績報告のあった小牧市民舞台芸術祭助成金については、次のとおり確定します。

1 助成金額 金 円

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第10（第12条関係）

小 牧 市 民 舞 台 芸 術 祭 助 成 金 請 求 書

年 月 日

(宛先) 一般財団法人こまき市民文化財団
理事長 山下史守朗 様

団体住所

団体名

団体代表者名

印

1 請求金額 金

円

2 振込先

金融機関・支店名	種 目	口 座 番 号
銀行 金庫 組合 (店番号 店)	普 通 ・ 当 座	
口 座 名 義 人 (フ リ ガ ナ)		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第11 (第13条関係)

小牧市民舞台芸術祭助成金交付決定取消書

年 月 日

様

一般財団法人 こまき市民文化財団
理事長 山下史守朗

年 月 日付で交付決定のあった小牧市民舞台芸術祭助成金については、取消としたので通知します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。